

令和8年度 第2回犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会 会議録

日時：令和8年8月21日（金）

午後2時00分から

場所：2階205会議室

◆出席者

委員長 梅垣宏行
委員 河村英徳
委員 杉浦隆
委員 押谷重昭
委員 紀藤秀夫
委員 飯坂正
委員 田島奈生美

委員 吉田真一郎
委員 栗原正寛
委員 中島聡
委員 竹腰篤
委員 宇恵和美
委員 吉田鎌三
委員 廣瀬淳一

◆欠席者

副委員長 宮田昭男
委員 原宏太郎

委員 上垣外勝安

◆事務局

高齢者支援課長 粥川仁也
統括主査 村瀬曜
統括主査 田中直美

課長補佐 山本治幸
統括主査 栗野暢之

◆傍聴者

なし

◆次第

1. あいさつ

2. 報告・協議事項

- (1) 第1章 計画の策定にあたって（資料3・4）
- (2) 第3章 計画の基本的な考え方について（資料5）
- (3) 第4章 施策の展開について（案）（資料6）
- (4) 第6章 認知症施策推進計画（案）について（資料7）
- (5) 介護保険事業計画について（資料8）

3. その他

◆議 事 内 容

(開 会)

事務局	本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 ただいまより、令和8年度第2回犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会を開催いたします。 会長よりご挨拶をお願いします。
梅垣会長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 お手元の次第に従って、会議を進めてまいります。 この委員会の会議録は、「犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱第5条第3項」に基づき、会議録等を公開させていただきます。そのため、議事録の作成上、機械を使って作成することもありますので、会議の発言は、お一人ずつでお願いいたします。 また、第4条に基づき傍聴を認めておりますが、今回は、お申し込みはございませんでした。 なお、会議録につきましては、今年度、計画策定業務委託の受注者の担当が作成させていただきますので、併せてご了承ください。 それでは、報告・協議に先立ちまして、事前に配布させていただいております、お手元の資料の確認をさせていただきます。
(資料確認)	
事務局	今後の議事につきましては、規則第4条により会長が議長となりますので、梅垣会長に進行をしていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、ここからの会議の進行を私が行ってまいります。 概ね1時間30分程度、午後3時30分頃に終了させていただく予定です。 本日は、宮田副会長、上垣外委員より、欠席をする旨のご連絡をいただいております。また、吉田鎌三委員からは遅刻する旨の連絡をいただいております。原委員は遅れられているようです。 委員17人中13人の方にご出席をいただいております。犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会規則に規定する会議開催の要件であります過半数を超える委員が出席されておりますので、本日の委員会が成立することをご報告申し上げます。 会議録の署名者の指名をさせていただきます。吉田真一郎委員と竹腰委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員（全員）	異議なし
会長	協議事項（1）計画の策定にあたってについて、事務局からの説明をお願いします。

事務局	(資料３・４説明)
会長	ご意見、質問をお願いします。
宇恵委員	社会福祉法の改正があり、本計画の策定にあたっては身寄りのない高齢者の支援の位置づけが必要です。地域包括支援センターのサービス提供にあたって、身寄りのない高齢者の方の保障には頭を悩ませています。 本市での検討はないのでしょうか。
事務局	身寄りのない高齢者への支援の必要性について認識はしているところですが、計画への反映については、検討する必要があると考えています。
飯坂委員	基本的な考え方は、現状から追っていかないといけない。 老人会、シルバー人材センターの活動で、養護老人ホームに入れないということ聞きますが、利用状況、現在の実績を教えてください。 ２つ目、高齢者の集まりに行政から講師をお願いしています。物足りなさを感じている人もいます。今後、高齢者の教育に関する施策をどのように考えているのか教えてください。 つどいの場の拡充について具体的なことを教えてください。 フレイル予防をやっているのか現状を教えてください。 認知症サポーターとありますが、腕章をつけているような、わかりやすい状況はあるのでしょうか、簡単に声をかける状況にないと思います。
事務局	養護老人ホームは入居要件があります。必要に応じて入居者判定をしています。入居された方は生活が変わって、栄養状態、住居環境の改善がみられます。自立するための施設でもあり、地域へ帰るという目標をもって取り組んでもらっています。 高齢者の教育については、次の施策の展開の具体的なところで説明をさせていただきます。 認知症サポーターとは、何らかの支援をしなければならない人ではなく、養成講座を受けて、何かあったとき、認知症の方が困っている場面があった時に助けるような活動を想定しています。 講座を受講し、サポーターになった方にはカードを渡しています。 つどいの場は、239か所（令和７年度実績）あります。 養護老人ホームへの入居は、令和７年度は９名の実績があります。
飯坂委員	サポーターは委嘱状などを渡しているのですか、カードを渡していると聞きましたが、腕章のようなものをわたしているのですか。
会長	オレンジリングはどうですか。
事務局	全国的な取組で、現在カードを渡しており、オレンジリングは現状ではやっていません。

会長	(2) 第3章 計画の基本的な考え方について、事務局からの説明をお願いします。
事務局	(資料5 説明)
会長	フレイル予防のOB支援は良い取り組みだと思いますが、どれくらいの人がいいますか。
事務局	会が立ち上がっているのは4つあります。トレーナーが助言するなど、続けていくことを想定しています。
飯坂委員	通信カラオケについて、4か所の施設にカラオケセットがあります。老人クラブでも5～6か所で持っています。メンテナンス費用や通信費用が必要になってきています。声を出すことがフレイル予防であると考えています。施設・設備が破損した場合の補助のようなことは考えられているのですか。また、カラオケ設備の稼働率はどれほどですか。
事務局	市内の施設にフレイル予防として4か所に配置しています。部屋を借りていただければ無償で使うことはできます。各団体が所有するカラオケへの特別な支援は考えていません。 稼働率は、所管している施設の部屋の稼働率は出せると思いますが、設備の稼働率は出せない状況です。
押谷委員	P2「地域の特性に合わせた」、「地域の実情に応じ」と表現されていますが、ということかわかりません。
事務局	現状5つの包括支援センターがあります。業務の状況を加味して、出来る限りの介護予防事業を行ってもらっています。市内一律で実施しているものではありません。地域の実情を加味した取組を行っていただきたいと考えています。
押谷委員	アンケート結果からも地域別の特徴が出ているし、各地域包括支援センターでも取り組んでいるフレイル予防は共通のことが必要ではないかと思います。 指導者となるボランティアなどの養成などをやっていただきたい。
会長	共通のプログラムがあるとよいということでしょうか。
押谷委員	そうです。
事務局	カラオケについて、OB会を指導することをしてしています。体操はいろいろな講座があり、好みもあります。 フォーマル、インフォーマル問わず、高齢者を外に出して、歩いて行ける距離に、多様な行き場があるとよいと考えています。 地域ごとの傾向も出ているので、それを各地区のセンターにお知らせして、取組を進めていきたいと考えています。

河村委員	前回の委員会で説明をされたところですね。
事務局	そうです。 前回報告をさせていただいたアンケート結果の状況です。
会長	次の議題をお願いします。
事務局	(4) 第6章認知症施策推進計画(案)について (資料7説明)
紀藤委員	認知症の施策推進がクローズアップされています。認知症については初期対応が重要だと考えています。 65歳以上では健康診断があります。応対していただける医療機関の問診で、認知症の可能性の有無を判断できるようなものがあれば、初期対応ができて、スムーズに行けるのではないかと考えています。 いろいろな要望がありますが、健康診断という入り口で、診断ができるとよいのではと思います。
河村委員	予約した受診日に来ない、薬の飲み忘れがあると、認知症の疑いが高まり、気にかけて声がけをしています。 一般的には長谷川式などで認知症をチェックすることはできますが、いきなり認知症のチェックをしましょうと言っても失礼になる場合もあります。 診察の中でさりげなくチェックをすることもあります。例えば、3つのことを覚えていられるかどうか確認する、ニュースの話をするなど、臨床では実施しています。 健康診断で何かをすることはやっていないが、通院している場合は気づいて声がけをすることもできます。
会長	フレイル健診はどうですか。
事務局	70歳、75歳でチェック項目があり、該当する場合は、訪問をしています。
会長	フレイルは身体的と認知症のチェックの面もあります。
紀藤委員	通常の通院を勧めても動かない人が多いですが、健康診断では多くの人が行っています。 会話の中で、危ないという知識を入れるのも、プロアクティブな展開も考えてもよいのではないかと思います。一歩前に出るきっかけになるとよいと思います。
会長	検討をお願いします。
河村委員	厚労省の医療費の算定基準では、受診日に健康診査をしてはいけないという

ことになっています。それが問題点になっています。

愛知県はNPO法人の健康診断になっていることにより内容が変わっています。

会長 次の議題をお願いします。

事務局 (5) 介護保険事業計画について
(資料8 説明)

会長 P8要介護認定者の将来推計について、認定率は上がっているなかで、認定者数がそれほど伸びているわけではないのはなぜか。

事務局 P5合計の出現率をみると、③の直近を参考にした推計が最も高くなっています。出現率は高くても、実数値は低くなっています。団塊の世代の方たちは要介護認定者数が少なくなっていることが影響しているのではないかと考えています。

会長 過去1年の実績では推計がばらつく可能性があるので、注意が必要と思いました。施設入所の推計については実績の設定により差が出ています。

事務局 今回の3つのサービスについては、特別養護老人ホームについては直近の影響が大きく出ています。
要介護認定者については1案、サービス利用については、3・4パターンで試算したいと考えています。

河村委員 コロナの時期は状況が異なっているので、すべてのサービスをひとくくりにできないのではないのでしょうか。コロナの影響を前半、後半に分けた場合、直近とコロナ後半を加味した、サービス利用が安定した時期で見た方がよいと思います。
特別養護老人ホームの利用状況は介護度別に確認して、推計を変えた方がよいのではないのでしょうか。

会長 コロナの時期は、死亡率、サービスの提供、人が集まるところへの恐怖感もあり、加味すると正確な推計は難しいと考えられます。

河村委員 1、2はコロナの影響が大きいのでそれを外して、3、4の差が大きいので、分析をして、どちらが現状の状況に近いかを見比べればよいのではないのでしょうか。

事務局 特別養護老人ホームがショートステイ他に転嫁されている可能性があるかもしれないので、大きなずれが納得できるものか、特異なものかを判断して試算をさせていただきたい。

会長 他にご意見等はありませんか。
本日の協議事項についてはよろしいか。

委員	異議なし。
会長	事務局にお返しします。
事務局	次回は9月28日（月）午後2時からです。
会長	はい、ありがとうございます。 他に追加のご発言のある委員の方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。 では、進行を事務局にお返しいたします。
事務局	梅垣会長、ありがとうございました。 これをもちまして本日の委員会は閉会とさせていただきます。 お帰りの際には、交通安全に気を付けてお帰り下さい。本日はお忙しい中、ありがとうございました。